

# 青年農業士とは

農業や農村の振興のために、中核的役割を果たすことが期待できる若い農業者の意欲と能力を高めるために市町長の推薦を踏まえて知事が認定しています。

昭和61年度に制度が創設され、現在75名の青年農業士が活躍しています。

## 認定基準

- おおむね5年間以上、専門的に農業に従事しており、将来とも農業従事が見込まれる37歳以下の人
- 農業青少年クラブ等の組織で指導的役割を果たし、その功績が大きく、将来とも組織活動に熱意があり、リーダーシップが発揮できる人
- 現に地域における水準以上の農業経営を實踐しており、農業技術、経営改善への意欲が高い人
- 将来、地域農業や農村振興の推進者として期待できる人

## 青年農業士の主な役割

- (1) 地域農業の中核的な担い手  
自己の農業経営の確立とともに、地域農業の振興を担う。
- (2) 農業青年の気軽なアドバイザー役  
近隣の青年の良き相談相手
- (3) 農村青少年クラブの活動支援  
クラブの先輩として活動をバックアップ
- (4) 青年農業者代表としての意見発表  
市町、JA等の各種会議・委員会などでの意見、要望等の発表
- (5) 地域における農業教育などへの支援  
小中学生を主対象とした農業体験学習、農業講話などへの積極的対応

近年の認定状況

(各年度末時点)

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
認定数(人)	69	70	78	75	80
(うち女性)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)